

令和5年春の全国交通安全運動の主な推進事業

埼玉県

(1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- (ア) 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- (イ) 歩行中による幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる交通事故が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (ロ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- (ハ) 高齢歩行者の交通事故の特徴（道路横断中の交通事故が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

イ 歩行者の安全の確保

- (ア) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (イ) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- (ロ) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- (ハ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

(2) 横断歩行者の交通事故等の防止と安全運転意識の向上

ア 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- (ア) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- (イ) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- (ロ) 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- (ハ) 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- (ニ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進

イ 飲酒運転等の根絶

- (ア) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境の醸成
- (イ) 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

ウ 妨害運転等の防止

- (ア) 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- (イ) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

エ 二輪車運転者等に対する広報啓発

- (ア) 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (イ) 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進

オ 高齢運転者の交通事故防止

- (ア) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- (ウ) 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

カ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- (ア) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- (ウ) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

- (ア) 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行（令和5年4月1日予定）により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされることを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進

(イ) 改定された「自転車安全利用五則」（「自転車の安全利用の促進について」（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）別添）を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進

イ 自転車の交通ルール遵守の徹底

(ア) 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底

(イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

(ウ) イヤホンやスマートフォン等の使用、傘差し等の片手運転の危険性の周知と指導の徹底

(エ) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

ウ 自転車利用者等の安全確保

(ア) 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上

(イ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

(ウ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

(エ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

《埼玉県重点:自転車乗用時のヘルメットの着用促進》

自転車乗用中の交通事故死者のうち、半数以上の人々が頭部に致命傷を負っている。また、改正道路交通法の施行により、全ての自転車利用者を対象に乗車用ヘルメットの着用が努力義務となることから、ヘルメット着用の重要性、必要性等について周知を図る。

《埼玉県重点:横断歩道における歩行者優先の徹底》

交通事故死者のうち歩行者が占める割合が高いことから、ドライバーの歩行者保護意識を向上させる必要があるが、依然として横断歩行者の事故が多発している状況にある。また、信号機のない横断歩道において横断しようとしている歩行者がいる場合に横断歩道手前で停止する自動車の割合が低い実態がある。埼玉県では、ドライバーが常に歩行者への思いやりの意識を保持し、横断歩道における歩行者の優先が徹底されるよう、周知を図る。

- ・ 信号機のない横断歩道での歩行者優先の交通ルールの周知、啓発の促進
- ・ 「ひし形標示」など横断歩道の早期発見のための事項の周知と思いやりやゆとりのある運転の促進